

第一條 聯合新聞社ハ大正八年八月一日以後全部休刊スルコトヲ協約ス

休刊中ハ號外其他如何ナル名義ヲ以テスルモ新聞ヲ發行又ハ販賣スルコトヲ得ス

第二條 同盟罷工ヲナシタル職工ニ對シテハ當該新聞社ニ於テ直ニ之ヲ解雇スルコトヲ約諾ス

第三條 本契約ニ違反シタル新聞社ハ違約金拾萬圓ヲ聯盟ニ支拂ヒ且印刷機械一切ヲ封印セラレ發行停止ノ強制執行ヲ受クルモ何等異議ナキコトヲ誓約ス

爲後日證書一札如件

十月十八日朝刊萬朝報に掲載せるもの

東京十五新聞社の本社に對す挑戦

本社飽迄の應せん

最近各新聞社に於て職工より二部制の要求あるや、昨年職工問題に關して東京十六新聞社間に組織せられし東京新聞聯盟は連日會議を開き、二部制の施行は各社の任意とする旨を申合せたり、即ち我朝報社は二部制を至當なりと認めて直ちに之を實施したり然るに之を容るゝ能はざる各新聞社は職工の罷業其他の紛擾に遭遇するに及び、去十日を以て何等の理由を附することなく十五社の決議に依り本社を新聞聯盟より除名する旨を通知し來れり、新聞聯盟は各社の職工に關する各社間の規約を協定せるものたるに過ぎず、本社は之が爲に何等の痛痒を感ずるものに非ざるが故に此通告を單に一笑に附し去りたるも、今や同新聞聯盟は該決議を利用して新聞廣告取次店其他に對し十五社は爾今萬般の事項につき我社と一切同一の行動を執らざること、なりたる旨を通告せり是れ明かに本社の正義及び自由なる行動を妨害せんとするものにして、本社の斷じて黙過する能はざる所なり、本社は此挑戦に應じて飽迄戦はんと欲す、本紙の讀者は請ふ明日以後の紙上に記す所に依りて本社の行動に對し、公平なる批判を與へられんことを

萬朝報社

十月十九日萬朝報社説欄に掲げたるもの

十五社に對する本社應戰理由

最近東京の各新聞社に起りたる職工側の要求に對し、東京新聞聯盟は或萬朝報社を除名し、次て該聯盟加入十五社は故なく『爾今我萬般の事項に付我社と一切同一の行動を執らざる』旨を新聞廣告取次店其他に通告し、十五社は全然本社を敵とするに至れり我本社は近來各新聞社が營業に囚はれ常に激烈なる競争を爲しつゝあるを見て、早晚此の如き事態を生ずることあるべきを豫想しつゝありしに、果然此事實に遭遇せ、吾人敢て之を怪しまざると共に、正義の我在るを信じて聊か狼狽する所なしと雖も、茲に其の顛末を記して世人の公平なる批判を仰がんとす

今回の各新聞社に於ける職工側の要求は九月二十日報知新聞社の新聞工が八時間二部制（晝夜交代勤務）を要求したるに始まり續いて各新聞社の新聞工は各社に同様の要求を提出せり、新聞工側に在りては、是にて年來の問題にして、昨年八月一日各新聞社の新聞工が一致して、各社に賃銀増加及び其他の要求を提出するにあり、八時間二部制は實に其要求中に含まれたる一條項なりき當時東京の十六新聞社は之が爲に新聞職工を組織し、新聞を休刊（當時東京日日新聞社は既に職工の要求を容れて、獨り此休刊を應ぜざりしが、職工罷業の爲に遂に之を餘儀なくせしめらるゝに到れり）して、新聞工の要求を拒絶したり、後新聞工との間に協定成るや、或る新聞社は八時間二部制に關し『時機を見て近き將來之を實施すべきこと』を内約せり、即ち今回新聞工の八時間二部制を要求を提出するに至りたるは實に此内約に基くものなり、右要求の提出に對して、東京新聞聯盟は直に會議を開き、二部制の採否は之を各社の任意と爲すに決せり、而して各社の新聞工が最近此要求を提出したる動機は大阪朝日大阪毎日の間體たる東京朝日及び東京日日の兩新聞が兩社相互の競争上、及び東京の諸夕刊新聞に對する競争上、兩社の新聞工を前日の午前八九時より翌朝の二三時に至る迄十五六時間の酷使を爲したるに發し、各新聞社は實に其餘波を受けたるなり、又新聞工側より見れば、國際労働會議に於て労働八時間制を採用するに決し近く日本も亦之を採用せざる可からざるに方り、労働八時間側に賛成したる各新聞社に之を要求するは固より不當に非ず、況や或新聞社が昨年既に其實現を内約せるに於てをや、即ち本社は新聞聯盟の規約内に於て職工の要求を容るゝことゝなせり、然るに爾後二部制を容れざる各新聞社に於て職工との間に紛擾起るや、突然本社に向つて十五新聞社は我社を新聞聯盟より除名したる旨を何等の理由を附せずして通知し來り、更に此の十五社は有らゆる手段を以て我社の自由なる行動を妨害せんとするなり、事の是非曲直は既に此事實に於て之を説明し得て餘りあるべし